報道提供資料

令和８年 10 月 13 日

貝塚市
総合政策部 魅力づくり推進課
広報・シティプロモーション担当
山本・遠藤
TEL:072－433－7059
FAX:072－433－7233

指定障害福祉サービス事業者の指定の全部効力停止について

このたび、当市広域事業者指導課において指定障害福祉サービス事業者の指定の全部効力停止を行いましたので報告いたします。詳細については下記のとおりです。

記

１．概要

指定障害福祉サービス事業者に対する指導監査の結果、不正が認められたため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）の規定に基づき行政処分（指定の全部効力停止）を行うものです。

２．事業所名等

事業所：めぐみホーム（共同生活援助）
事業所所在地：貝塚市久保３５５番地の１３
法人名：特定非営利活動法人　ゆめがめぐみ
法人代表：理事長　杉本　廣一
法人所在地：貝塚市堀三丁目２３番１９号

３．効力停止期間

令和９年１月１日(金)から令和９年３月３１日（水）まで

４．行政処分の理由

虐待通報があり、事業者に監査したところ、従業者２名から利用者３名に対して身体的虐待、心理的虐待及び放棄・放置があったことが確認され、障害者総合支援法第 50 条第１項第３号に該当するため。

お問合せ先
健康福祉部広域事業者指導課
障害事業者担当　八木
℡　072-493-6133